

児童扶養手当制度

町民課 内線217

特別児童扶養手当制度

町民課 内線217



父と生計をともにしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の健やかな成長と、1日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

手当の額

対象児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者）が1人の場合は次のとおりです。

全部支給	41,720円
一部支給	9,850円
	～41,710円

児童扶養手当は所得に応じて細かく定められています。

2人以上の児童を有する受給者については、第2子月額5,000、第3子以降は1人につき月額3,000が加算されます。

家庭において身体または精神に障害をもつ20歳未満の児童を養育・監護している父母、または父母にかわって養育している方に対しても、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。（いずれも児童1人あたり）

1級（重度障害児）	月額50,750円
2級（中度障害児）	月額33,800円

平成13年4月1日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃棄物（家庭ごみなど）の野外焼却が一部の例外を除き禁止されました。

廃棄物の野焼き禁止について

環境衛生課 内線311

愛媛県からのお知らせ

愛媛県と松山地方気象台は共同して新しい「土砂災害警戒情報」を6月1日（金）から発表します。

土砂災害警戒情報とは

大雨警報の発表後、大雨による土砂災害の恐れがある時に発表される土砂災害に関する情報です。

テレビやラジオ、県および気象庁ホームページを通じて皆さんにお知らせします。

あわせて県ホームページでは、5kmメッシュの詳細な危険度情報を公開しています。（土砂災害危険箇所を縮尺1/25,000で表示）

土砂災害警戒情報の活用方法

土砂災害から自らの安全を確保するため、「早めの避難」を判断する目安として活用してください。

問い合わせ先

- 愛媛県土木部河川港湾局砂防課 ☎089-912-2700
<http://www.pref.ehime.jp>
- 松山地方気象台防災業務課 ☎089-933-3610
<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>

家庭ごみなどを焼却することは近所の迷惑にもなりますので、絶対に行わないでください。例外は次のような場合です。

■風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

■農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行わる焼却。

例外に該当する場合でも煙や臭い、灰の飛散など周囲に迷惑がかかる可能性のある場合は焼却してはいけません。風向きや立地条件に十分注意し、周囲に迷惑のかからないよう努めてください。

もの。

上で通常行われる焼却で軽微なもの。